

## 手話サポーター養成講座 修了証デザイン募集要項

### 1. 趣旨

全ての人が互いに尊重し、支え合いながら安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざすために、令和4年4月に「川西市手話言語条例」を施行しました。

同条例の基本理念にのっとり、手話やろう者への理解と手話の普及を促進する一環として、昨年度から手話サポーター養成講座が始まりました。

今回、手話サポーター養成講座修了証として配付予定である缶バッジなどに使用するデザイン案を募集します。

### 2. 使用目的

選定されたデザイン案は、手話サポーター養成講座修了証に使用するほか、川西市での手話言語関連の事業で使用する可能性がございます。

### 3. 応募資格

市内在住・在学の小学生、中学生。保護者の同意を得た上で応募してください。

### 4. 応募規定

- (1) 手話をテーマとしたデザインにしてください。
- (2) 応募点数は1人1点まで。
- (3) 色数は自由ですが、モノクロ・単色での使用も考慮した配色にしてください。
- (4) 作品は応募用紙に書くか、電子データ（JPG、GIF）で応募してください。画用紙など別の用紙を使う場合はA4サイズ以内（デザイン案のベースは円形）にしてください。

### 5. 応募方法

#### (1) 提出期限

令和6年8月30日（金曜日）当日消印有効（メールでの受付は、30日（金曜日）受信分有効）

#### (2) 提出方法

所定の応募用紙に必要事項を記載し、郵送、持参または電子メールで応募してください（応募用紙は、川西市公式ホームページからダウンロード可）。

#### ①電子メールの場合

- ・応募先のアドレス：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp
- ・件名を「デザイン応募」とすること。

#### ②郵送・持参の場合

- ・作品を折り曲げないように留意し、封筒に「デザイン応募」と明記すること。

・〒666-8501 川西市中央町12-1

障害福祉課 宛

(受付時間：平日9時～17時 市役所1階14番窓口)

TEL:072-740-1178

## 6. 選考方法

応募作品の中から、川西市障害福祉課で数点を選出し、川西市手話言語条例施策推進検討部会で選定します。

## 7. 選考結果

### (1) 10月上旬 選定結果発表

※選定されたデザインは市のホームページ、広報誌などへ掲載します。その際、当該応募者の氏名、住所（都道府県・市町名まで）を公表します。

### (2) 賞品 最優秀賞 図書カード5千円分

優秀賞2作品 図書カード3千円分

※最優秀賞だけでなく、その他の作品も各種制作物などで使用する場合があります。その際は作品及び氏名、住所（都道府県・市町名まで）を公表する可能性があります。

## 8. 注意事項

(1) 採用された作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、川西市に帰属するものとします。また、その使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとします。

(2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品でご応募ください。

(3) 作品提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

(4) 応募作品や送付されたCD-R等は、返却しません。

(5) 受付通知及び不採用通知は、行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。

(6) 応募作品が、既発表のデザインと同一または酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本募集要項に反している場合は、結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。

(7) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。川西市は一切の責任を負いません。なお、応募作品に関連して、川西市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

- (8) 採用されたデザイン案は、加工または調整させていただく場合があります。
- (9) 郵便やメール送信中の事故等で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、川西市は一切の責任を負いません。
- (10) 応募者の個人情報については、作品の選考以外の目的には使用しません。
- (11) 応募の時点で、この募集要項記載内容に同意したものとします。
- (12) 本事項に取り決めのない事項については、川西市の判断により決定します。